

山形県リサイクル製品認定制度

募 集 案 内

令和6年度 前期募集

< 募 集 期 間 >

令和6年5月17日(金) ~ 令和6年6月21日(金)

< 問 い 合 わ せ ・ 申 請 先 >

山形県環境エネルギー部 循環型社会推進課

所在地 〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1

電 話 023-630-2322

F A X 023-625-7991

ホームページ

<https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/recycle/recycleseihin/boshu.html>

山形県トップページ (<http://www.pref.yamagata.jp>)

→ くらし・環境

→ 環境・リサイクル

→ ごみ減量・リサイクル

→ 【募集】山形県リサイクル認定製品令和6年度前期募集を開始します！

目 次

山形県リサイクル製品認定制度の概要	… 1
山形県リサイクル製品認定申請に必要な書類等について	… 2
【参考】 山形県リサイクル製品認定制度 認定手続きフロー	… 3
記載例 【製造加工フロー図の作成例】「循環たいひ」の製造加工フロー図	… 4
山形県リサイクル製品認定制度で認定対象とする製品に関するQ & A	… 5
山形県リサイクル製品認定制度におけるいわゆるOEM製品の申請について	… 7

山形県リサイクル製品認定制度の概要

1 認定する目的

山形県では、循環型社会の形成を推進し、ごみの最終処分量ゼロを目指す「ごみゼロやまがた」の実現に向け、廃棄物を減らし、資源を有効に活用するリサイクルを進めています。

そのため、廃棄物をリサイクルしてできた製品が広く利用され、資源循環の輪が途切れることのないよう、県内で製造・加工されるリサイクル製品を県が認定し、県民の皆様の協力を得て普及を図ることを目的としています。

2 認定を受けられる製品

山形県内で発生する廃棄物等の循環資源を主たる原材料として、県内の事業所で製造・加工される製品のうち、品質・性能が均一で安全なリサイクル製品を認定します。

認定に当たっては、募集期間内に県に申請された製品について、「山形県リサイクル製品認定制度実施要綱」（以下「実施要綱」という。）で定める基準に合っているかを審査し、県が決定します。

※ 品目別の詳細な基準については、「山形県リサイクル製品認定制度認定基準」（以下「認定基準」という。）をホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

3 認定されている製品

現在認定されている製品は58製品（令和6年4月1日現在）で、生ごみや樹皮・下水道汚泥・家畜ふん尿などを利用した肥料、焼却灰を熔融固化した熔融スラグを循環利用したコンクリート製品や舗装用アスファルト、使用済み自動車のエアバッグやシートベルトなどを利用したバッグ・帽子・エコバッグなどがあります。

4 認定を受けるメリット

認定を受けた製品は、「山形県リサイクル認定製品」として、認定マークを表示して販売することができます。

県は自ら、認定を受けた製品を優先的に購入するように努めるほか、県民、事業者の皆様にも広くPRしていきます。

5 製品認定申請

製品の認定を申請する場合には、県が募集する期間（今回の募集期間は令和6年5月17日（金）～令和6年6月21日（金））に必要な書類を提出してください。募集は、県ホームページ等でお知らせします。

※ 募集については、毎年度、前期と後期の年2回行っています。

山形県リサイクル製品認定申請に必要な書類等について

山形県リサイクル製品認定制度における認定を申請する場合は、以下の書類等を作成し、提出してください。

【 認定申請に必要な提出書類等 】

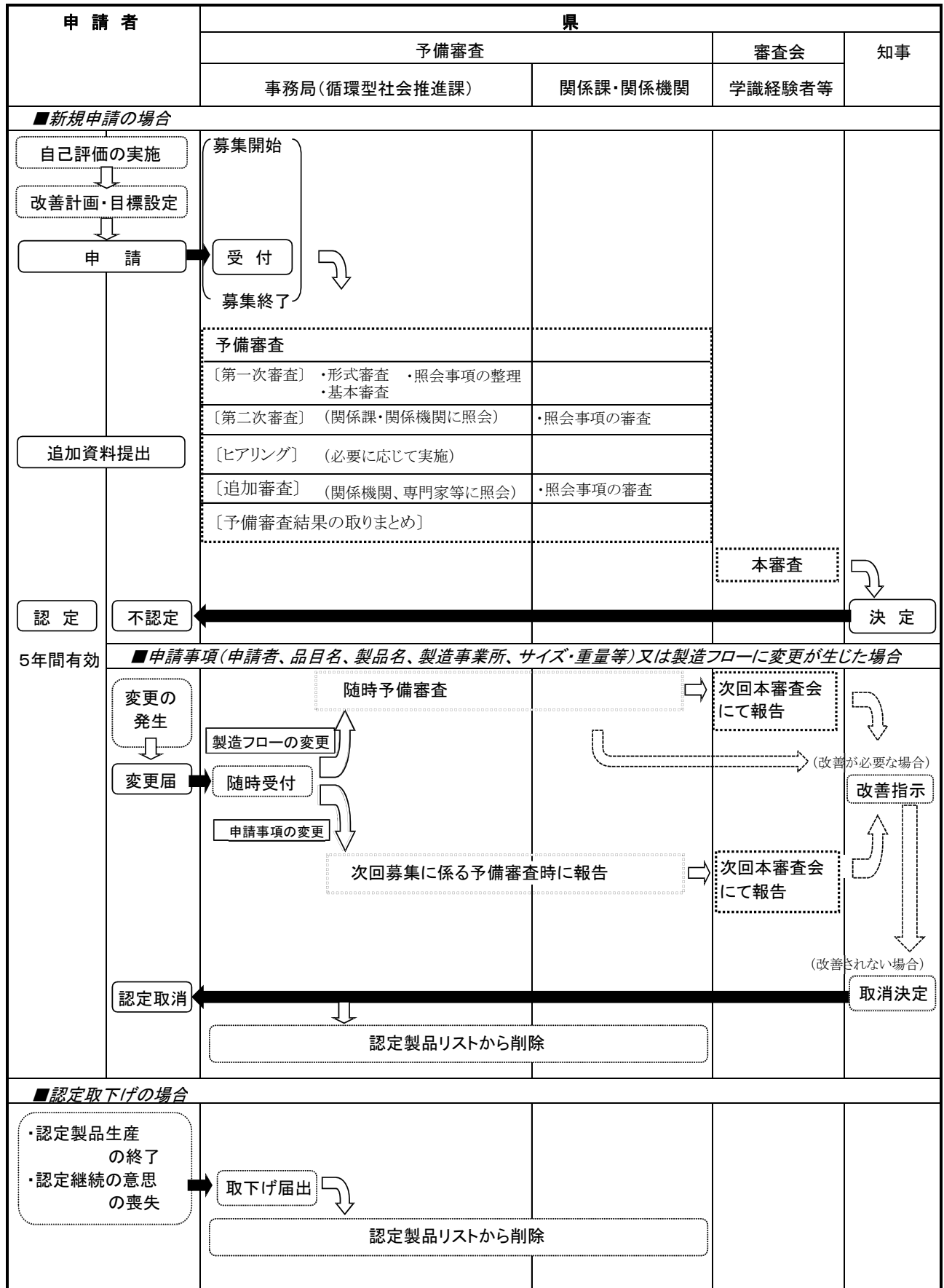
- (1) 実施要綱 様式第 1 号、様式第 1 号の 1～様式第 1 号の 3
- (2) 実施要綱 様式第 1 号の 4 又は様式第 1 号の 5
- (3) 当該製品の現物又はサンプル
- (4) 当該製品の製造加工フロー図
- (5) 当該製品の説明書、パンフレット、写真等
- (6) 認定基準に適合していることを証する書類（日本工業規格（JIS規格）、日本農林規格（JAS規格）等への適合確認証明、有害物溶出試験結果、幼植物試験結果、放射性物質測定試験結果等）
- (7) 申請者及び製造事業所の事業概要を示す書類（会社案内、パンフレット等）

< 申請に係る留意事項 >

- 1 この様式の記載に当たっては、原則として、製造実績がある場合には、直近の 1 年間（12 か月）について集約した最新の数値・状況について記載すること。1 年以上の実績がない製品については、事業計画で予定する数値・状況について記載すること。
- 2 安全性確認のため、基準適合を判断する試験・検査等の結果については、原則的に申請日前の 1 年以内に行った試験等の結果を提出すること。
- 3 審査の過程において、製品の製造状況等を確認するため、原則として事務局及び関係課等による現地ヒアリングを行うものとする。
- 4 特に確認が必要な場合、試験・検査等の追加を求めることがある。この場合、試験・検査及び証明書の発行等に係る経費は、申請者の負担となる。
- 5 循環資源及び製造工程が同一の製品は 1 つの申請とすること。
（製品の名称、サイズ、形状及び用途等による区分はしないこと。）
ただし、製品名、規格等が複数ある場合はすべて記載すること。また、認定対象となる製品のすべての名称及び規格（サイズ・重量等）を申請書に記載すること。
なお、上記にかかわらず以下のいずれかに該当する製品は申請を個別に行うこと。
 - (1) 品目別基準に定める品目が異なる製品
 - (2) 製品に適用される日本工業規格（JIS）等の国内標準規格又はこれに準じる基準の品目が異なる製品
 - (3) 使用する循環資源の種類が異なる製品
 - (4) 主たる製造工程が異なる製品

【 参考 】

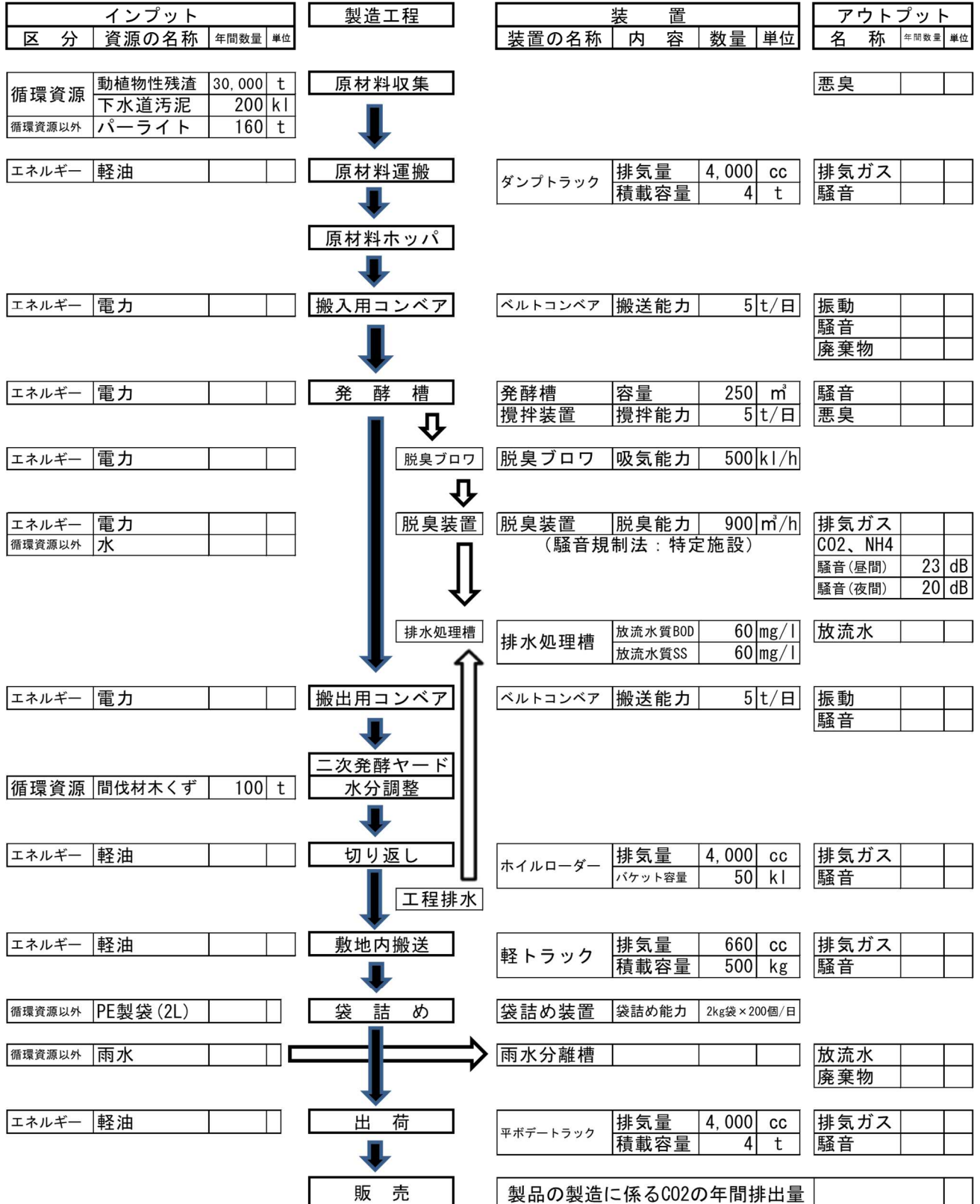
山形県リサイクル製品認定制度 認定手続きフロー



【 製造加工フロー図の作成例 】

「循環たいひ」の製造加工フロー図

- 注1 インプットについては、原材料を循環資源又は循環資源以外に分け、原材料毎に別紙様式第1号の1に記載の数値と整合性がとれるように記載すること。
- 注2 フロー図中に「製品の製造に係るCO2の年間排出量」の記載欄を設け、インプット及びアウトプットとともに、可能な限り数値を算出し、記載すること。



山形県リサイクル製品認定制度で認定対象とする製品に関するQ & A

1 リサイクル認定製品について

本制度で認定対象とするリサイクル製品は、実施要綱第2条で定めておりますが、具体的に次のような考え方で整理しています。

Q 1 実施要綱第2条第2項に「原材料とされる循環資源の発生場所が主に県内であるもの」という規定がありますが、循環資源はどの程度まで使用することが求められるのですか。

A 1 本制度で認定するリサイクル製品は、少なくとも天然資源以上に循環資源を用いていることが原則になります。ただし、製造技術上、循環資源を50%以上用いることが困難であると判断される製品については、現在の技術的な標準を踏まえて個々に判断します。詳細については、「山形県リサイクル製品認定制度 品目別基準」を御参照ください。

Q 2 実施要綱第2条第2項に「県内で発生する循環資源を主たる原材料として、」という規定がありますが、使用する循環資源のうち、どの程度まで県内で排出されたものを用いることが求められるのですか。

A 2 本制度は地域における資源の循環を目指すものであることから、原材料として用いる循環資源のうち、県内排出分を県外排出分以上に用いていることが原則になります。ただし、容器包装リサイクル法等の法制度や循環資源自体の流通実態により、県外排出分を多く用いることがやむを得ないと特に認められる場合は、認定対象となる場合があります。

Q 3 実施要綱第2条第2項に「県内の事業所で製造・加工される製品」という規定がありますが、循環資源にどの程度まで手を加えた製品をいうのですか。

A 3 製品として認定する以上、循環資源と明らかに異なった状態になったものである必要があり、循環資源の形状及び性質を変えて、新たな用途を生むよう加工され、一般的に有価で流通される状態になったものを認定の対象としています。例えば、廃コンクリートや廃ガラス、木くず等を砕いて粒度調整したものは、性質が変わっていないことから、依然、循環資源であり、本制度でいうリサイクル製品には含まれません。

Q 4 実施要綱第2条第2項に「品質等が均一であるもの」という規定がありますが、どの程度まで均一性が求められるのですか。

A 4 製品の用途や品質・性能・安全性が一定でなければ、認定の範囲が不明確になります。このため、たとえ循環資源の性質にバラつきがあってもこれを加工することで用途が一定になり、また、認定審査した製品と同一の品質・性能・安全性を備えた製品が継続して製造されると認められる場合に認定対象にしています。

※1 以上を踏まえて、認定対象に含まれるか判断が難しいと考えられる製品を申請する場合には、申請書提出の前に県循環型社会推進課にご相談ください。

※2 品目別の詳細な基準については、認定基準を策定しておりますので、参考にしてください。

2 認定取消について

当制度では、実施要綱第10条第1項により「知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。」としています。

Q 1 実施要綱第10条第1項第5号に「本制度の信用を失墜させる行為を行ったとき」という規定がありますが、信用を失墜させる行為とは具体的にどのような行為ですか。

A 1 各種法令に違反し罰金以上の刑に処せられたとき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など生活環境の保全を目的とする法令に違反し行政処分を受けたときなどが該当します。

山形県リサイクル製品認定制度におけるいわゆるOEM製品の申請について

実施要綱第5条第4項における「認定を受けた事業者以外の者が、認定期間にある認定製品について認定を受けようとする場合（認定を受けた製品名以外の名称を用いる場合を含む。）」とは、認定を受けようとする製品もしくは認定を受けている製品がいわゆるOEM製品であり、認定を受けた事業者以外の者が自社の製品について認定を希望する場合を指します。

以上のような申請を行う場合、以下の事項を御承知ください。

1 OEM製品の定義

OEMとは、Original Equipment Manufacturingの略で「相手先ブランド製品製造」と訳される行為で、製造者が、自社ブランド名とは別に販売者のブランド名を冠した製品の製造を受託するか又は販売者に販売する行為のことを指します。

2 本制度における考え方

OEMによる製造には、次の2つのケースがあります。

(1) 販売者からの依頼を受けて独自の製品を製造するケース

本制度では、申請資格を製造者に限っていないことから、このケースで製造されたOEM製品について販売者が申請した場合も認定を受けることができます。

(2) 製造者が元々製造販売している製品を、特定の販売者が販売するものについて別のブランド名を記して製造するケース

この場合、製造者が元々製造販売している製品が、既に認定を受けているか否かで、以下の3つの場合が考えられます。

① 既に認定されている製品について、認定を受けた事業者と異なる者が、異なる製品名で販売する場合（認定を受けている者が製造者であり、販売者が新たに認定を希望する場合）

販売者が販売する製品名で新たな申請を行うとともに、次の点を確認する必要があります。

ア 認定されている製品と新たに申請を行う製品が同一の製品であること。

イ 流通から廃棄までの環境管理を行うこと。（第3条第2号関係）

ウ 製品の品質・性能・安全性に関しても情報公開や苦情等を一義的に受けること。（第3条第3号関係）

② 製造者と販売者が同時に認定を希望する場合（製造者・販売者いずれも認定を受けていない場合）

製造者と販売者がそれぞれに申請を行う必要があります。

- ③ 既に認定されているOEM製品について、製造者が認定を希望する場合（認定を受けている者が販売者であり、製造者が新たに認定を希望する場合）

製造者が販売する製品名で新たな申請を行うとともに、次の点を確認する必要があります。

ア 認定されている製品と新たに申請を行う製品が同一の製品であること。

イ 製品名称の使用権を有し、かつ製品普及に責任を持つこと。（第3条第4号関係）

3 審査方法

- (1) 申請者は、申請に必要な全ての様式を作成することとしますが、先に認定を受けた製品が認定を受ける際に提出した添付資料と内容が同じものを用いることが認められる場合、その旨を様式に記入したうえで添付を省略できることとします。
- (2) 申請書に基づき、認定されている製品と同一の製品であること等、特に確認すべき事項を予備審査会で確認することができた場合に認定を決定します。